

宛先：

照会：

用件：学校区はプログラムを遂行しません：

資格なしと判定

申請された業務遂行を拒否

その他： _____

(詳細を記入)

告知日付：

学校区は、該当生徒に関し、貴殿と話し合いを持ちましたが、貴殿の申請を採用しない旨、文書でここに通知します。当連絡書の2ページ目に拒否の理由を記載します。

ご承知の通り、特殊教育に関する法規は、貴殿と貴殿の子弟を保護するものです。同封の*Parents' Rights Brochure*（「父兄の権利小冊子」）に、この件に関する貴殿の権利についての説明があります。同小冊子には、貴殿が貴殿の権利を理解する助けとなるよう、問い合わせ先が載っています。決定を下す前に、この小冊子と同封の資料をよくお読みになることが必要です。

貴殿の権利と学校区の拒否の決定に関し、学校区の教職員は貴殿と話し合いをもつ用意があります。ご質問があれば、お電話を下さるよう、強くお勧めします。下記の学校区担当員にご連絡ください。よろしく願いいたします。

学校区担当者：

連絡情報：

同封：

Parents' Rights Brochure [「父兄の権利小冊子」]

その他：

照会：

告知の日付：

学校教職員への指示事項：

話し合い後、当告知を個別指導プログラム(IEP)、個別指導プログラム(IEP)修正案、または延長評価書に添付してください。当告知は、父兄宛てに、彼らの母語で郵送、あるいは、父兄が用いるその他のコミュニケーションの手段を使って送達されなければなりません。学校区は、父兄がこの告知の内容を確実に理解することを保証することが義務付けられています。(連邦政府法規第300.503条)

特殊教育補助業務内容の確認・評価・教育機関の指定および業務の提供を開始または変更することを拒否する理由について、以下の質問に答え説明してください。

1. 学校区が拒否している活動とは何か。
2. 学校区はなぜ行動を起こすことを拒否するのか。
3. 拒否されたオプションがあったか。あれば、各オプションについて、拒否の理由。
4. 拒否された活動について、どんな評価手段、テスト、記録、報告がなされたか。
5. 学校区のくだした決定に関連のあるその他の要素。
6. 今後とるべき手段が推薦されていれば、それを記載。

学校区による拒否に関する説明文